館山市公告第１２３号

食のまちづくり拠点施設の整備及び運営事業の民間事業者提案事業について、民間事業者提案方式による公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

平成２８年９月３０日

千葉県館山市長　金　丸　謙　一

記

１　プロポーザルに付する事項

（１）事業名　　食のまちづくり拠点施設の整備及び運営事業の民間事業者提案事業

（２）事業概要　食のまちづくり拠点施設の整備及び運営事業の民間事業者提案事業募集要綱（以下、「募集要綱」という。）のとおり

（３）契約方法　民間事業者提案方式により民間事業者から事業提案を受け、協議対象となる事業提案を選定する。協議対象となる事業提案を行った民間事業者は、プロポーザル提案の内容を基に事業フレームを構築するとともに、館山市との契約に向けて必要な協議、手続き等を行い、協議成立後に館山市と随意契約を締結する。

２　応募者の資格要件等

（１）応募者の資格

応募者の資格要件は次のとおりとする。なお、グループの場合は、グループとしてこれらの要件を満たす必要がある。

①応募者は、募集要綱に規定する提出書類により、募集要綱の内容を充分に遂行できると認められる者であること。

②応募者は、事業提案に必要な資金調達を確実に行うことができる者であること。

③主たる役割を担う応募者は事業提案または類似事業の実績があり、経営等の状況が良好であること。

④応募者は、事業提案の実施に関して必要となる資格を有する者であること。

（２）応募者の制限

応募者の構成員のいずれも、以下の①～④の要件を満たすこと。

①館山市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置を受けていない者

②館山市入札契約に係る暴力団対策措置要綱に定める暴力団排除措置要件に該当しない者

③地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しない者のほか，次のア～エのいずれ

にも該当しない者

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから２年間を経過しない者

イ 対象工事の入札日前６ヶ月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者

ウ 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の適用を申請した者で，同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者

エ 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の適用を申請した者で，同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者

④法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者

３　企画提案説明（プレゼンテーション）開催日時・開催場所等

平成２９年１月中旬（予定）

詳細日時については決定次第通知する。

４　企画提案書受付期間

平成２８年９月３０日（金）～平成２８年１２月９日（金）

提出書類については募集要綱に記載のとおりとする。

５　その他

（１）募集要綱の配布

館山市役所ホームページより入手すること。

ホーム＞ しごと・産業情報＞ 入札・契約＞ 入札・契約について＞ 公募型プロポーザルの予定・結果

（２）問合せ・書類等提出先

〒294-8601

千葉県館山市北条１１４５－１

館山市経済観光部農水産課食のまちづくり担当

電話　　０４７０－２９－５３８５

ファックス　０４７０－２３－３１１５

電子メール　nousuisanka@city.tateyama.chiba.jp